

生駒市規則第 18 号

生駒市市政顧問設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市市政顧問設置規則の一部を改正する規則

生駒市市政顧問設置規則（平成 28 年 1 月生駒市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（職務の遂行に係る情報の公表）

第 9 条 市長は、顧問が従事した職務の遂行に係る情報について、次に掲げる事項を本市のホームページにより公表するものとする。

- (1) 日時
- (2) 場所
- (3) 出席者
- (4) 議題
- (5) 主な意見

附 則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。